

月例総会議事録

1 召集日時 平成29年 9 月19日（火）

2 開会日時及び場所

平成29年 9 月19日（火） 午後 1 時45分

防府市役所 1 号館 3 階南北会議室

3 閉会日時 平成29年 9 月19日（火） 午後 2 時40分

4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗
（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造
（9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 中谷 純一

〃 事務局長補佐 永田 正明

〃 農地振興係長 秋里 幸

〃 書 記 中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第44号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

報告第61号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第62号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第63号 農地法第 1 8 条但し書きの規定による合意解約について

報告第64号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第65号 畑地造成の届出について

報告第66号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5 番 井元 均委員

6 番 吉本 典正委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから 9 月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席と連絡のありました委員はいらっしゃいません。本日の委員の総数は過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条の規定により総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、5 番、井元委員さん、6 番、吉本委員さんです。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 4 4 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の 1 ページ、資料の 1 ページになります。

議案第 4 4 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件提出されており、所有権の移転です。目的は、規模拡大です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8 番 8 番の古谷です。議案第 4 4 号の 1 は、———所有の農地を———が規模拡大のために購入したいとする所有権移転の申請でございます。

現地確認及び申請者の———に 9 月 1 0 日にヒアリングを行いましたので、この結果について御報告いたします。

現地は、———より南西のほうに直線で約 1 0 0 m くらいの———のすぐそばにあります。

譲渡人の———は、現在、———県に在住されており、この県道が新設されたところより耕作放棄地として雑草が茂っていたんですが、———は、ヤギの餌場として 1 年単位の契約で借りておられた農地です。

———は、当初、果樹園として借りたい旨、———にお願いされたそうですが、木を植えるの

はちょっとということで承諾されなかったということですが、今年の盆ごろ契約の更改のお話があったときに、———のほうからこの農地を譲ってもいいよということをおっしゃって購入することになったということでございます。

登記上は、田となっておりますが、現状はちょっと復元が不可能な状態の土地です。

なお、———は、8月の月例総会の議案第42号の1から4で、私が若干補足説明をいたしましたが、そのときの———の奥様でございます。現在、御夫婦で積極的に農業に取り組んでおられます。

お手元の資料の1ページの営農計画書の中で、農機具の保有状況の欄がありますが、以前、———が乗用田植機で田植をされていたのを見かけたんですが、ここに書いていないので、ということかなと確認しましたところ、現在、肥料散布ができる田植機を1台所有しているということでございます。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をいたします。

まず、第1号の全部の効率要件について、———は、耕作要件、農機具の保有状況等から見て農地の全てを効率的に利用されるものと判断いたします。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件についてですが、現在、御夫婦で4町歩以上の耕作をされており、この当該農地も含めて対応されているということから、当然、従事されるものと判断をいたしております。

次に、第5号の下限面積要件についてですが、今申しましたように、現在、4町歩以上の耕作をされており、この条件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件についてですが、———が現在も保全管理等で対応されているので、転貸禁止要件には該当しないと思っております。

第7号の地域調和要件についてですが、今回の権利移動によって、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保については、特に支障はないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、地元委員としては、許可要件の全てを満たしていると判断をいたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明は終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。4町歩もやったださって頼もしいと思う限りなんですけど、認定農

業者は取られているかどうか、御存じでしょうか。

○8番 いや、多分まだ取ってないと思いますが。

○11番 ぜひこんなに頑張ってくださいって、また、農地取得してまでやってくださるということで、すごくいいことだと思うので、ぜひ市の窓口行って認定農業者取っていただいたほうがいいんじゃないかと思うので、防府市も今まで認定農業者に対していろんな補助制度とか周知余り本気でやってこなかったことは確かあるんですけど、今回、担い手向けに、今年はこんな事業がありますよとか、そういうお知らせとかも市のほうもしてくれましたので、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○8番 ちょっと今のことで若干補足的に説明しますと、農業委員会の事務局長に——さんという方がおられました。その——さんと、————は高等学校の同級生ということから、——さんがおられたとき、遊休、耕作放棄地的な田んぼはほとんど受けて、私がお願いしたら受けてもらったんです。それで、とんとんと増えてきているとなって、この前も8反ぐらいの田んぼの苗をちょっと水が今年は少なくて植え付けができなかったということで、7反ほど、この前説明したとおりです。

したがって、ただ、————まだお勤めなんですよ。この————というのが、全国でも珍しい神社仏閣の彫刻師というんですかね、建物の。非常に珍しい職業を持って全国でも、ちょっと女性で持っているの珍しい方だそうです。

でも本人に聞くと、私も百姓が好きですって言って、悪い顔せずに私が勧めた農地は受けていただいております。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案44号の1は可決承認いたします。

続きまして、議案第45号、事務局説明をお願いします。

○事務局 説明の前に、今月、議案第45号農地法第5条の關係の件数が7件で最初お配りしていたんですけど、実は、あと2件ほどありまして、後日、郵便で送付させていただいたものをちょっと見ていただけたらと思うんですけど。それと併せまして、資料、位置図等が入っている資料のほうは、追加という形でお配りしておりますので、そちらの資料を参考に進めていただけたらと思います。大変申し訳ございませんでした。

それと併せて3ページに載っています番号7については、この議案をお送りした後に申請者側から取り下げるという旨の連絡がありましたので、7番は審議はいたしませんので、よろしくお願いいたします。

します。

それでは、御説明をいたします。議案書の２ページ、資料の３ページからになります。

議案第４５号につきましては、農地法第５条の規定による許可申請が９件ですが、７が取り下げですので、８件ほど出ております。転用目的につきましては、建て売り住宅が４件、資材置場が３件、太陽光発電設備が１件です。

受け付け番号１ですが、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積０．０８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第２種農地と判断します。

受け付け番号２、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受け付け番号３、資材置場です。農地区分は、集団農地面積０．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第２種農地と判断します。

受け付け番号４、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受け付け番号５、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積１．４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受け付け番号６、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積０．４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受け付け番号８、資材置場です。農地区分は、集団農地面積４７．７haの農地で、農地法第５条第２項第１号イに該当する農用地区域内農地です。許可該当法令は施行令第１１条第１項第１号に該当する一時転用です。

受け付け番号９、資材置場です。農地区分は、集団農地面積４．９haの農地で、農地法第５条第２項第１号イに該当する農用地区域内農地です。許可該当法令は施行令第１１条第１項第１号に該当する一時転用です。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○２番 ２番の池田でございます。議案第４５号の１番の調査報告をいたします。

太陽光発電設備の転用申請でございます。９月１５日に事務局と宇多村小委員長さんとで現地確認をしていただきました。その後、午後５時ごろ私も確認に参りました。

１７日に———にお電話で事情をお聞きしました。

議案書の３ページをご覧ください。この件は、７月の１２日の定例会で———のほうだけ転用申請が出ておりました。それで、その———は——市にお住まいで、相続で引き継がれたのですけども、介護用品等取り扱いの自営業をされておまして、管理に來られないということで、これまで

も委員会を通して私たちにも相談がありました。そういう方でございます。

すぐ隣のほうで————が発電をいたしておりますので、太陽光発電設備をきちんとされておりますので、そこに買っていただけないかというお話を持ち込まれたそうです。

南側は————でお兄さんのほうです。北側が妹さんでございます。その妹さんの土地がまだ交渉されておりましたので、入り口もないし、ここで許可をおろすわけにはいかないということで取り下げになっておりました。今回、妹さんのほうとも交渉が済みまして、妹さんもこれから作る意思がないということでお願いされたそうで、交渉がまとまりましたそうです。それで、今回の転用申請となっております。

社長さんにも以前お話ししたんですけど、やはり周辺の水路の清掃とか、そういう面、きちんと近所に迷惑をかけないようにお願いしますねということはお話ししておきました。

どうぞ皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。たびたび済みません。委員さんも新しくなって、今までいろいろ太陽光のことで、ここでいろいろ議論させていただいた経緯も御存じない方も多いと思うので、この会社が日ごろは掃除とか、水路掃除とか、草刈りとかで近所に迷惑をかけられているようなことはない。

○2番 もう今まではきちんとしているっておっしゃっていますし、私もずっと見てまいりまして。

○11番 余りこっちの——の——のほうからは、結構、太陽光でクレームとかもよくお聞きするんですけど、あの辺の周りのほうが余り聞くことはないですけど、地元自治会の方とかとも良好な関係を築かれているってということなので。

○2番 すぐ言われるらしいです。地元の方が何かあるとすぐ苦情の電話が行くそうです。

○11番 そうなんですね。ほかの地域では電話しても、なかなか草刈ってくれとか、自分とこの買った、購入している太陽光やっている敷地内だけはやるけど、その畦の草を刈ってくれとか、そういう話とかも結構ほかの地域では入ってきたりとか、あと水路掃除に出てくれないとか、あとは反射光で家の中の温度が上がって困るとか、いろんなトラブルが市内のほかの地域じゃあるみたいなんですけど、この会社はそんなことはない。

○2番 この周りは、割と人家が少ないんですかね。

○11番 少ないから、そうです。地元としても歓迎の意向なんじゃないかな、やっぱり。

○2番 多分使い道がないから。

○11番 ないからあれなんじゃないかな。わかりました。どうもありがとうございました。

○2番 そういう面は相手にも言うようにしております。

○11番 ありがとうございます。

○藤井会長 この会社は——でしょうか。——のところでもやって、その宅地は、3方向、3面が家

だったということだね。そこなんかもちやんと了承をとっては歩いてくれましたが、そのところはしっかりとしている。

ほかに御意見ございませんか。——ないようでしたら、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案４５号の１番、可決承認いたします。

この地図を見ると、この地域、もう少しで完全制覇できるんじゃないかなと。喜ばしくない結果になりそうですけれども、よろしくお願いします。

続きまして、２番、地元委員さん、説明をお願いします。

○７番 ７番、木原です。議案第４５号の２は、——の農地を——が購入し、建て売り住宅を建築したいという申請です。

９月１１日に事務局の方と吉本委員さんとで現地確認をし、——と——の営業の方にお話を聞きました。

申請地は、——の東側境界より１５０ｍぐらいのところにあります。

——は、申請地とは離れたところに住んでおられ、営農も全くしていないそうです。現状は、大半が草で、一部近所の方が家庭菜園として利用しておられます。

——は、建設地を平成２５年に開発して、その後もこの地域での開発事業を手がけ全て完売したとのこと。また、お客からの要望が多いので、また、この——を選択したということです。

それから、営農への悪影響の有無につきましては、資料の１０ページを見てもらいますとわかりますが、周りにはほぼ宅地化しており、問題はないと思います。

また、排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用しますが、地元の水利組合や農家に説明されています。

報告は以上です。皆さんの御審議、お願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、２番、可決承認いたします。

続きまして、３番、地元委員さん、説明をお願いします。

○８番 ８番の古谷です。議案第４５の３は、——所有の農地を——が、資材置場、それから、駐車場として永年借りたいとする賃借権設定の申請でございます。

9月11日に農地の現地確認を吉本小委員長さんと事務局の方でいたしました。その際、現場に借り受け人の—————が来られましたので、併せて社長のほうにヒアリングをいたしました。

また、—————には、9月10日にヒアリングをしておりますので、この結果について御報告いたします。

当該農地の場所は、お手元の資料の15ページに記載ありますように、—————より南西の直線で100mくらいのところにあります。

当該農地は、主にナスビを作っておられたんですが、御主人が数年前に亡くなられてからは、全く耕作されていない状態で、借り手を探しておられた状況でございます。

今回この土地を借りたいと申し出のあった会社は、道路を、会社の道路を挟んだすぐ前の土地をやはり—————から駐車場、倉庫として借りておられるんですが、ここが大変狭くなったということで不便だということで、今回、会社のすぐ東側に隣接した当該農地をお手元の資料の19ページの図面のように、こういった使い方をしたいという計画をされております。

そこで、—————にヒアリングあるいはお願いしたことについて報告いたします。

ここは、公道から一旦計画上の通路に進入する際に排水路があります。ちょっとした溝があるんですが、これが既に破壊しております。これの修復工事のお願いと重量物、いわゆるダンプがかなり頻繁に出入りしますので、それに耐えられるぐらいのU字溝のその周りを補強してくれということと、もう一つ、19ページの上のほうを見ますと、砂利や残土の仮置場としてここを使いたいという予定があるために、最近では集中豪雨、今回、山口県は余りなかったんですが、そういったものによってかなり用水側に流出する可能性があるんで、その辺の対策、特に、この溝が大変狭いということで、何か手当をしてくれないかということを行いましたら、実はそれも考えているということで、周りを全部ブロック塀で囲んで、その土砂等が川のほうに流出しないように対応するということでございます。

なお、工事については、ここは土建屋ですので、自分の自社で対応するというふうでございます。

会社の設立は、平成26年2月ということで、まだ新しいわけですが、年商はどのぐらいかなということで聞きましたら、約なべて1億5,000万円ぐらいだということだそうです。

今回の工事の資金、この計画なり資金繰りはどうなのかということで確認したんですが、某銀行の残高証明書と今回の工事見積書、それを比較した場合、十分対応できるということと私は判断をしております。

なお、17ページの事業計画書の実施者、これは空欄になっておりますが、これは自社でやるということですので、—————、それから、社長が——県

の——、——、——という方でございます。よろしかったら、そのように御記入ください。

当該農地は、2種農地でございますので、周辺に他の土地では事業の目的を達成することができない場合は、許可してもよいという規定がございます。審査上、必要な立地基準は、これによってクリアいたします。また、一般基準、これは2つばかりチェックポイントがありますが、1つは、確実に転用されるかどうかということですが、先ほど言いましたように、永年借りたいということでございます。それから、今の図面を見ても、これは間違いなくやられるということで考えております。

もう一つは、周辺の営農条件に悪影響を与えないかどうかということですが、これについては、先ほど報告しましたが、——と私のほうでお願いということで2つばかり条件出したんですが、いずれもその対応をしましょうと、社長自らがおっしゃったということで、地元委員としては、一応条件的にはクリアしていると判断しております。皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。——ございませんか。どうぞ。

○11番 11番、石田です。盛り土はしないんですか。これに書いていない。

○8番 盛り土は若干するけど、ブロック塀でほとんど囲んで、それで、まだ、その事業的には、確か1億5,000万円と言われるけど、貯金残高見ますと、この工事負担、敷地整備工事を自社でやるということで、1m³当たり600円ぐらいで87万円ぐらい考えている。土建屋ですので、通常何万円でも自分でやれることはやるということで、その辺も聞いたら、それは心配なくていいと。日ごろやっていることを、自分のところをやるだけだということで、その辺はうちへ任せろと。自分のやりたいようにやらせてくれと。ただ、条件的には、そうは言っても、私水利も担当していますので、その辺についてちょっと厳しく食い下がったということです。

以上です。

○藤井会長 今の件よろしいですか。

ほかに何か御意見のある方。

これは15番の15ページの地図で、会社ってどこにあるんですか。

○8番 これまだ古いゼンリンの地図なので載っておりませんが、すぐそばにあるんです。15ページの、——があるじゃないですか。その前に北側にちょっと家がこう並んでいますよね。この今度借りる田んぼのすぐそばにあるんです。

○藤井会長 はい。

○事務局 いいですか。おっしゃられたとおりの多分——何とかて書いてあるところなんですけど、現場に行ったら看板がかけてあって、——という会社が変わってい

ました。

左側の白い大きな———という家のすぐ南側にある白い大きな建物は別の会社です。

○8番 カタカナで小さい字で書いてあるじゃないですか。

○事務局 そうです、そうです。

○8番 あそこが会社です。

○事務局 ———の向いのところです。

○8番 それで、すぐ前に先ほど言いました駐車場と倉庫にあるというのが、道路の前に———の隣に、あいたところがあるじゃないですか、すぐ西側の。川が流れているところ。ここの領域を借りている。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。——御意見ないので採決に入ります。3番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番の中山です。議案第45号の4は、———の農地を———が購入し、建て売り住宅として建設するというために転用したいという要請です。

現地確認及びヒアリングを9月9日、また、事務局との現地確認を宇多村小委員長とともに9月15日に行いましたので報告いたします。

現地は、———、———の左隣の田んぼになります。資料にあるように農地区分は第2種農地となります。私も実家が近くて、ここら辺のことはよく知っております。かつては田んぼがずっと広がっていたんですけど、今はもう宅地化がすごい進んでいるようなところです。

当案件の農地も左右を———と、既に反対側はアパートが建っておりまして、———もなるべく早く売りたいとおっしゃっておりました。

近くに小学校、スーパー等もあり、利便性も高く、転用した場合も活用されることかと思えます。

次に、事業計画ですが、資料23ページを御参照ください。約2反半の農地に建売住宅を8棟、資料には「7区画」と書いてあるんですけども「8区画」の間違いです。8区画に8棟建ちますという計画です。

次に、防除計画ですが、25ページを御参照ください。

こちらのほうも訂正がありまして、汚水の排水計画のところ、処理方法、合併浄化槽と下水道と両方丸がしてあるんですけども、この地域はまだ下水道通っておりませんので、下水道のほうは間違いだそうです。浄化槽で処理していくということです。

汚水に関してですが、8月25日に———さんから水利組合の——組合長様に承諾済みとの

ことです。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。5番の説明をいたします。

本件は、———という現地の方と———、隣接しているんですが、所有農地を———というのが取得して建て売り住宅を11棟建設するということでありまして、事業計画のほうミスプリがありまして、27ページからですね。29ページに、事業計画の一番上の右上に、「14棟」と書いてありますが、「11棟」が正しいですね。ここの資料訂正があります。11棟ほど建て売りをつくるということです。

場所は、———の北の200mぐらいの付近ですね。既に地図でありますように、周辺は若干東のほうに耕作をしていらっしゃる田が近接してあるんですが、宅地化が進んでおりまして、その宅地をすぐ売却するというか、比較的よく売れるところです。

現場調査を9月11日、事務局と田村職務代理者の方と行いました。

地主の———と———は同じ町内で、以前からも話をしていたんですが、———は御高齢で子どもさんももう耕作もしないということで、実はこの田んぼは耕作放棄地で10年ぐらいずっと耕作の除草もしてくれという指導をしていたんですが、これもできないということでしてもらえなかったという田んぼです。

———のほうは、よく耕作して、管理をきちっとしていらっしゃるんですが、やはり耕作はもうできないということで、今回、———のほうに売却するのを決めたということでお話を聞きました。

それで、28ページに申請時の田の概要があるんですが、そうは言いながら———は、若干家庭菜園をやっておられて、野菜の販売なんかも少ししておられるので、ちょっと上のほうを、少し田を残したいということで、あそこを畑として活用したいということで、売却するのは緑で囲んだところ

です。
したがって、———のほうは、———のほうに事業計画なり、汚水の処理計画をお願いしているということで、こちらの———のほうと確認をいたしまして、承認も問題はない

というふうに理解をしております。

以上で、説明を終わります。皆様方の御意見をよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

これ事業計画の中に、隣の建て売り住宅分譲地も好調に売れているというのは、今回の当該土地の左側ですか。

○6番 同じです。左ですね。——がやはりここも買い取って。

○藤井会長 ここは、ここに書いてあるように順調に処分できているということですか。

○6番 順調に住宅が売れているから。ちょうど私の町内ですけどね。結構人気があります。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。5番、賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。引き続き御説明いたします。

本議案は資料は33ページ。この33ページの絵でもありますように、既にもう周辺は宅地化されておりまして、ほぼ最後の田んぼというのか、下にちょっとほどあるんですがね。ずっとこれも管理はしていっちゃったんですが、——と——、もう耕作できないということで、そのまま管理をすると困難だからということで今回売却ということでした。

現場調査は、同じく9月11日の9時半から事務局の2名の方と田村職務代表者で行いました。

ここも新しい——という会社がここを購入して建て売りするというので、13棟ですね。34ページにありまして、申請図、建て売りは、次の36ページにあるんですが、——は、聞きなれない会社だったんで、本人に連絡とれなかったんですが、最初、やはり——のほうに書類作成とか、いろいろ手続はお願いしているということがあったんですが、一部、37ページに、一番下のやはり合併槽の汚水を、浄化槽の水を農業用排水路に流すということで、水利組合の説明をした日にちが違っておりまして、本人に聞いたところ、まだ行っていないということで、実はそれを——から聞きましたら、社長なんですが、これは、9月15日、私もせかしたんですがね。15日に行って、——から一応同意をいただいたと、説明をいたしましたということです。

したがって、——は、不動産をやっているんですが、28年度からできた会社で、最初、不動産仲介ぐらいで400万円、今年は、今は上期というか、途中なんですが、4,000万円ぐらいの不動産売り上げということで、順調に、残高のほうも大丈夫だということで聞いています。したがって、ここを宅地化するというので確認をいたしました。

特に、ここは一般基準と立地基準もあるんですが、もう耕作する跡継ぎ者がいないという状況で残念ですけど、宅地化も進んでおりまして、仕方がない状況かなというふうに判断をいたしました。皆様方の御意見をよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、8、9番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○ 1 5 番 1 5 番の原田でございます。議案第45号の8及び9は、それぞれ――、――の農地を――が一時的に借り受けて、新幹線高架橋補修工事の資材置場として転用したいという申請でございます。

現地確認を事務局及び内田委員と9月14日に行いましたので、この結果について御報告をいたします。

現地は、資料の45ページ、それから、51ページのとおり、JR山陽新幹線の――高架橋にいずれも隣接しております。農地区分は、いずれも農用地区域内の農地でございます。

農用地区域内の農地は、原則転用することが許可されませんが、本件につきましては、1年以内の一時的な転用であること。それから、また、当該農地のほかに、近隣に適当な跡地がございません。それから、周辺農地に係る営農条件等に支障を生ずるおそれもないということから、許可基準を満たしていると思います。

なお、工事の完了後は、農地へ原状回復することになっております。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、9番、可決承認いたします。

続きまして、議案第46号、議案第47号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて御説明させていただきます。

議案書4ページに内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第46号につきましては、平成29年9月26日公告予定の利用権設定の申請が1件提出されております。

農地の集積面積は7,110m²でございます。

内容としまして、使用貸借の設定が1件、再設定1件となっております。

それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条、第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第47号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書5ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第47号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件です。内容としまして、議案第46号の番号1について公社から貸し付けを行うものです。御審議のほうよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議をいたします。

譲り受け人の設定を受けられる—————について状況を説明できるのであれば、地元委員さん、説明をお願いします。（発言する者あり）どのぐらいの規模でやられておるか御存じだったらお願いします。わかりませんか。

○10番 詳しいことはわかりませんが、かなりの水稻と営農されています。規模とかまでは。

○藤井会長 この方認定の方じゃなかったですかね。（「認定」「消防署だったね」と呼ぶ者あり）

○8番 8番、古谷です。この方は、私は土地改良区の関係で、——の総代理人になっていただいているので、よく家まで行って、本人とお会いして話しています。そういうことで非常に農業には積極的に取り組んでおられます。これ問題ないと思います。

○藤井会長 わかりました。

それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 これ何ですかね。今まで機構を通して貸し借りというのは余りなかったですけど、最近、市役所とか県とかが来て、公社も来てから一緒になって農業者と話し合いとかする中で、できるだけ使ったほうがいいよとか、そういうアドバイスとかがあったんですか。

○10番 そうです。そういうことがありまして増えたんですね。やっぱり相当中間管理機構を使われて、やっているんじゃないかなと。大分増えています、最近ね。

○藤井会長 中間管理機構もその数字が欲しいからいろいろ進めているんですけども、ただ単に格好合わせ、つじつま合わせに協力する必要はありませんけれども、受け手のメリットになるようであれば、

ぜひ積極的に活用を進めていただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。議案第４６号、議案第４７号、承認される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで議案第４６号、４７号、可決承認いたします。

報告事項が６１号から６６号までございます。目を通していただいて、御意見のある方はお願いします。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議を閉じたいと思います。

その他農業振興について何か御意見があればお伺いしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、これで議案審議を閉じたいと思います。

午後２時４０分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 9月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員